

○広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件

(令和三年三月十日経済産業省告示第三十六号)

最終改正 令和五年三月三十一日経済産業省告示第三十六号

広域的運営推進機関に関する省令(平成二十六年経済産業省令第三十六号)第十七条第三項の規定に基づき、経済産業大臣が定める費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を次のように定める。

(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用語は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。

一)、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)、電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号。)、広域的運営推進機関に関する省令(平成二十六年経済産業省令第三十六号。以下「広域省令」という。)、及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第二十二号)において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「全国調整スキーム」とは、第二条に規定する電気工作物を整備し、又は更新することにより、電気

の安定供給の確保、経済性及び環境への適合に係る便益を得られることが見込まれる当該電気工作物の整備又は更新に関する費用であつて、次に掲げる費用項目を電気の利用者全体で負担する仕組みをいう。

イ 修繕費

ロ 補償費

ハ 賃借料

ニ 減価償却費

ホ 固定資産除却費

ヘ 共有設備費等分担額

ト 固定資産税

チ 事業税

二 「事業実施主体」とは、広域省令第十六条第三項第二号に規定する実施主体をいう。

三 「再エネ寄与率」とは、広域的な燃料費の減少及び二酸化炭素の削減により創出されると見込まれる

便益のうち、再生可能エネルギー発電設備により創出されると見込まれる便益の割合をいう。

四 「九社負担」とは、沖縄電力株式会社以外の全ての一般送配電事業者の供給区域における需要に応じて当該一般送配電事業者がそれぞれ費用を負担することをいう。

五 「特定会社負担」とは、次条に規定する電気工作物を維持し、及び運用することにより一般送配電事業者が受けると見込まれる利益の程度に応じて費用を負担する方法その他合理的な方法により一般送配電事業者がそれぞれ費用を負担することをいう。

(全国調整スキームの対象となる電気工作物)

第二条 全国調整スキームの対象となる電気工作物は、一般送配電事業者の供給区域間を常時接続する電圧二十五万ボルト以上の送電線路、交直変換設備並びに当該送電線路及び当該交直変換設備を整備し、又は更新するに際し必要となる電気工作物（以下「会社間連系線」という。）並びに会社間連系線の整備又は更新に伴い一体的に整備し、又は更新する電気工作物（会社間連系線を除く。以下「一体送電線等」という。）とする。

(広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法)

第三条 法第二十八条の四十八第二項第三号に規定する費用の概算額は、同項第一号の電気工作物を整備し

、又は更新することに要すると見込まれる費用に、当該電気工作物を維持し、及び運用すること（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一又は別表第二に掲げる耐用年数の期間内に維持し、及び運用する場合に限る。）に要すると見込まれる費用を加えて算定するものとする。

（広域系統整備計画の届出に係る費用の負担方法）

第四条 広域系統整備計画に基づきその届出に係る費用を負担した事業実施主体は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、その費用を回収するものとする。

- 一 広域系統整備計画に定める整備又は更新をしようとする電気工作物のうち、整備し、又は更新することにより特定の者が利益を受けるものに係る費用であり、かつ当該特定の者が当該電気工作物の整備又は更新に要する費用を負担することが合理的であると認められるもの 当該特定の者から回収する方法
- 二 全国調整スキームの対象となる費用（以下「対象費」という。）に再エネ寄与率を乗じた額 系統設置交付金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二十八条第一項に規定する「系統設置交付金」をいう。以下同じ。）により回収する方法

三 対象費から前号に掲げる費用を控除した費用 広域系統整備交付金、九社負担及び特定会社負担により回収する方法（九社負担により回収する額は、特定会社負担により回収する額と同額とする。）

四 広域系統整備計画に基づきその届出に係る費用から前三号に掲げる費用を控除した費用 九社負担及び特定会社負担により回収する方法（九社負担により回収する額は、特定会社負担により回収する額と同額とする。）

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（東北東京間連系線に関する特例）

第二条 推進機関が平成二十九年二月に策定した東北電力ネットワーク株式会社の供給区域と東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の間を接続する会社間連系線の整備に関する計画を見直すことにより策定した広域系統整備計画に基づき必要となる費用を負担した事業実施主体は、第四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、その費用を回収するものと

する。

一 当該会社間連系線を整備し、又は更新するために必要となる費用 第四条各号にそれぞれ定める方法

二 当該会社間連系線に係る一体送電線等に必要となる費用から当該費用に前号に掲げる費用に占める第四条第一号に掲げる費用の区分の割合を乗じて得た費用を控除した費用のうち全国調整スキームの対象となる費用（以下「特例対象費」という。）に再エネ寄与率を乗じた額 系統設置交付金により回収する方法

三 特例対象費から前号に掲げる費用を控除した費用 広域系統整備交付金及び事業実施主体の負担により回収する方法

四 当該会社間連系線に係る一体送電線等に必要となる費用から特例対象費を控除した費用 事業実施主体の負担により回収する方法

附 則（令和四年三月十八日経済産業省告示第四十九号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。